

これまでの審議概要(骨子)(案)

令和2年8月

1. 国立大学法人と国との関係(自律的契約関係)

(1) 背景

- 平成16年4月の法人化以降、自律的な運営を確保するという法人化の長所を生かすとともに、各国立大学の改革が本格化し、経常収益に占める運営費交付金の割合が減少する一方、外部資金等の割合や経常収益の総額が増加するなど、国立大学の財務構造は変化。また、特色ある学部等が設置されるなど、教育研究活動の活発化も図られてきた。
- 一方、文部科学省との関係においては、国の一組織であることを前提としたかのような管理の仕組みや大学間の過度な公平性を重視するマインドが残っていることも否めず、各大学においても、大学内部における横並びの慣習などにより、法人化当初に描いていた、競争的環境の中で活力に富み、個性豊かな魅力ある国立大学の姿は未だ実現しているとは言い難い。この点は、指定国立大学法人制度を創設し、世界最高水準の教育研究活動の展開を推進しようという機運の醸成やその発展をも阻害しかねないとの指摘も出ている。
- 第4期中期目標期間を迎える今、大学が自律的に、個性的かつ戦略的経営を行うことができるよう、改めて国立大学法人と国との関係を見直し、新たな段階へと再定義していくことが喫緊の課題。
- 知識集約型社会への大転換、さらにはニューノーマル時代において、益々拡張し続ける国立大学法人の機能を発揮させるためには、社会からの相応の支援を得ることが不可欠であり、国内外の多くのステークホルダーと積極的に関わり合うプロセス(エンゲージメント)に基づき、価値創出の最大化を図ることで、拡張した機能による活動が新たな投資を呼び込み、成長し続ける戦略的な大学経営のモデル(「エンゲージメント型の経営体」)に転換することが急務。

(2) 基本的な考え方

- 国は、国立大学法人に負託する役割を明確にするとともに、国立大学法人が国のパートナーとして自らの裁量で機能を拡張し社会と対話できるよう、規制による事前管理型から事後チェック型を基本思想とした、国との関係性における新たな枠組み(「自律的契約関係」)を構築すべきではないか。
- 国立大学法人は、国から負託された業務を確実に遂行することに加え、エンゲージメント型の経営体として多様なステークホルダーからの期待に応えることが必要であり、そのステークホルダーとの対話を確実にを行うため、活動成果の可視化や徹底した情報公開による透明性の確保、さらには外部の視点を取り入れた評価の多元化を講ずることも求められるのではないか。

(3) 中期目標・中期計画の在り方

- 現在は、国が個々の国立大学法人の経営全般にわたる中期目標を定め、各国立大学法人はその中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受ける目標管理型の枠組みとなっているが、自ら多様な目的を持って自律的に発展していく国立大学法人には馴染まないのではないか。
- 国は、総体としての国立大学法人に求める役割や機能に関する基本的事項を、国立大学法人との自律的な関係性に基づき、その多様性にも十分配慮して、大学政策上必要な大枠を方針として示すことが必要ではないか。
- 国立大学法人は、その大学経営の目標に照らして、国が方針で示した役割や機能のうち、

自身のミッションとして位置付けるものについて自ら選択し、それを達成するための方策について、自らの責任において6年間で達成を目指す水準や検証可能な指標を明確に規定することが不可欠ではないか。

- ・ 国は、国立大学法人に負託する役割や機能の発揮に責任を持つ意味において、法人が予見可能性を持った財務運営に基づき業務を確実に遂行出来るよう、十分配慮する必要があるのではないか。
- ・ 国立大学法人は、中期目標・中期計画の期間と学長の任期との連動の在り方について、検討すべきではないか。
- ・ 国立大学法人は、エンゲージメント型の経営体として、常に社会全体から理解と信頼を確実に獲得することで経営資源を拡大し、成長し続けるため、中期計画とは別に、ステークホルダーが必要とする情報を、簡潔かつ分かりやすい内容として積極的に発信すべきではないか。

(4) 評価の在り方

- ・ 国立大学法人は、国立大学法人ガバナンス・コード¹への適合状況等の積極的な公表を行うとともに、それぞれが毎年度行う自己評価において、社会や市場など国以外のステークホルダーの視点も取り入れ、充実・強化を図るべきではないか。
- ・ 社会へのアカウンタビリティが十分に確保されることを前提とした上で、国（国立大学法人評価委員会）による法人評価について、毎年度の年度評価を廃止し、原則として、6年間を通じた業務実績を評価する²こととすべきではないか。
- ・ 国は、法人評価以外に行われている評価の仕組みも含めて抜本的に評価全体の簡素化を講ずるべきではないか。
- ・ 国立大学法人は、国による評価に投入していたリソースを多様なステークホルダーとの対話・協創のために振り向け、高い信頼獲得や経営資源の拡大を進めるべきではないか。

(5) 内部統制に係る組織の在り方

(経営の柔軟性)

- ・ 国は、国立大学法人の内部統制に係る組織の在り方について、法人に置くべき組織やその構成員の構成や要件、役割などの大枠を示すに留め、その他の事項については、法人の経営判断に委ねるよう柔軟化すべきではないか。
- ・ 国立大学法人は、自ら選択した組織の在り方についての妥当性や効果について、国も含めたステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められるのではないか。

(牽制機能の可視化)

- ・ 国は、学長選考会議の位置付けが執行部から中立であることを明確にするため、現在、構成員として加えることが可能となっている、牽制されるべき側の執行部の学長や理事は関与させないことを法令で規定すべきではないか。
- ・ 学長選考会議が、選考した学長又は理事長の業務執行の状況について恒常的な確認を行う機能についても法令で規定するとともに、名称についても見直すなど、同会議体の持つ牽制機能を可視化すべきではないか。
- ・ 国立大学法人は、国立大学法人ガバナンス・コードを踏まえ、監事の常勤化について検討するとともに、監事の独立性をサポートする体制を確実に整備し、その候補者の選定に当たっては、責任を十分に果たし得る適任者を選考するための適切なプロセスを工夫

¹ 令和2年3月、国立大学法人自身が自らの経営を律しつつ、国立大学の教育・研究・社会貢献機能を更に高めるため、「国立大学法人ガバナンス・コード」を策定した。

² 現行制度上、6年間を通じた業務実績を評価するため、中期目標期間の4年目終了時と中期目標期間終了時に評価を実施している。

すべきではないか。

(学長選考プロセス、候補者育成について)

- 国立大学法人は、国立大学法人ガバナンス・コードを踏まえ、学長選考会議が自らの権限と見識において、法人の長に求められる人物像に関する基準をステークホルダーに対して明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるにふさわしい者を求め、主体的に選考を行うようすべきではないか。
- 国立大学法人は、大学経営者としての国際的なネットワーク構築やファンドレイジング能力などの資質・能力を定義するとともに、国と共に経営人材育成システムの構築に向けた多層的な取組を検討すべきではないか。

(6) 会計制度・会計基準

- 国は、損益外の情報を含めた表記の工夫を行うとともに非財務情報と統合させた財務情報の開示の在り方を見直すなど、産業界へのアカウンタビリティの改善を図ったり、中長期的に自らの判断で戦略的に積立てができる内部留保の仕組みを新たに作ったりするなど、社会や市場との対話を通じて次の投資を呼び込み、成長し続ける経営体として相応しい国立大学法人の会計制度・会計基準の在り方を検討すべきではないか。

2. 経営裁量の拡大を可能とする規制緩和

(1) 基本的な考え方

- 国立大学法人がエンゲージメント型の経営体となるために、裁量拡大のための手段を増やすべく、国は、国立大学法人との自律的な関係性に基づき、法人がその機能を拡張し価値を提供し続けるために不可欠な規制緩和を行うべきではないか。

(2) 先行投資財源の確保とその循環拡大

- 国立大学法人は、拡張した機能による活動が新たな投資を呼び込み、成長し続けるビジネスモデルを開発していくことが求められることから、国は、国立大学法人が、自らの裁量において戦略的に長期計画で活用できる資金を確保し、循環拡大することができる仕組みを作ることが急務ではないか。

(長期借入金の借入れ・債券発行)

- 国立大学法人が発行する債券が、市場との対話でより一層魅力的な商品として高い価値を生み出していくことが期待されるため、国は、発行対象事業を更に拡大することや、償還期間について大学が提供する公共的サービスの時間軸を念頭において更なる長期化を行うことについても、今後検討を行っていくことが期待されるのではないか。

(出資対象事業の拡大)

- 国は、オープンイノベーション支援機能や実用化を目指した共同研究・受託研究等の研究開発機能についても、出資可能な対象事業とするために必要な措置を講ずるべきではないか。
- 国は、国立大学法人が保有するシーズやノウハウの社会還元促進に向けて、指定国立大学法人に限定されている出資を全ての国立大学法人に拡大するとともに、国立大学法人が培ってきた教育研究に関するノウハウを生かせる事業についても出資対象とすることについて検討すべきではないか。

(金融商品による資金運用)

- ・ 国は、希望する複数の国立大学法人が、余裕金の運用を行うに当たって運用を主導する法人（基幹法人）を決めて共同で運用資金を拠出する場合、全ての法人が文部科学大臣の認定を受けることを要さず³、これら法人間の取り決めにより、基幹法人のみが認定を受けることで実施可能となるよう、運用を見直すべきではないか。

（間接経費収入の執行・運用の柔軟化）

- ・ 国は、国立大学法人において間接経費収入が中長期の財源として活用できるよう、積み立てて設備更新等に使用可能とするなど、その運用ルールの柔軟化に向けた検討すべきではないか。

（3）定員管理等の柔軟化

（学部・学科の再編等）

- ・ 国立大学は、デジタル化やグローバル化の急速な進展に伴う社会のニーズや産業構造の変化に対応するべく、スピード感を持って臨機応変な教育研究組織の整備が求められるため、国は、学位の分野に変更がなく、収容定員の総数が増えない場合において、学部・学科の再編等を伴う定員変更に必要な手続きについて、抜本的に簡素化するべきではないか。

（収容定員の総数）

- ・ 国は、文理の枠にとらわれないSTEAM（スティーム）人材⁴の育成や、地域の特性やニーズを踏まえた質の高い人材育成やイノベーションの創出、社会実装に本気で取り組むような場合に限り、これまで抑制的に取り扱ってきた国立大学の学部収容定員の在り方を柔軟に取り扱うことも含め、魅力的な地方大学の実現に向けた取組を強化するべきでないか。

（ジョイント・ディグリー（JD⁵：国際連携教育課程制度））

- ・ 国は、我が国の大学が、優秀な人材を国内外から惹きつけ、国際的に活躍できる人材を育成・輩出する頭脳循環の要となるべく、JDプログラムの更なる拡大に向けて、国内大学、連携先大学それぞれでの最低修得単位数の軽減や連携先大学が主となって管理する留学生定員の扱いなどについて柔軟化策を講じるよう検討すべきではないか。
- ・ 優秀な留学生の戦略的獲得に向けて、国は、JDプログラムの弾力化に留まらず、留学生授業料の設定の在り方や定員管理の弾力化についても、併せて検討すべきではないか。

3. 新たな時代の「大学ニューノーマル」の早期実現

- ・ 全世界的なデジタルトランスフォーメーションによる変革期において、世界的な人材獲得競争に打ち勝っていくためには、国内のみならず世界市場から優秀な多様な学生（高卒者、社会人、留学生など）を柔軟に受け入れることを可能とするため、社会との接続の在り方や学事暦・修業年限の多様化も含めて、新しい大学モデルへと変わっていく必要があるのではないか。
- ・ 国は、リアルなキャンパスで対面による教育を行う前提に立ち規定されている大学設置基準の学修単位数や収容定員等の考え方等について、新たな時代の「大学ニューノーマル」の早期実現に向けた弾力化を検討すべきではないか。

³ 指定国立大学法人の場合は、特例で認定は不要

⁴ Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics の各教科での学習を総合的に実社会での課題解決に生かすことができる人材

⁵ 我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき、連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成し、その教育課程を修了した者に対して、両大学が共同して1枚の学位記を授与し、当該学位記に関係する大学の長が連名するもの